社会保険等未加入対策手続フロー

【受注者】施工体制台帳等を工事所管課へ提出

【工事所管課】施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄を確認

一次下請け業者に未加入業者あり

【工事所管課】特別な事情を記した書類を提出するよう受注者へ通知（様式１号）を行う※1

【受注者】特別な事情を記した書類（様式２号）を７日以内に工事所管課へ提出

未提出

提出

【工事所管課】提出された様式２号・施工体制台帳等※2の写しを契約課へ送付

【契約課】詳細について確認し、特別な事情の有無について審査

【契約課】審査結果について受注者へ通知　（様式３号・様式４号）

特別な事情と認められない

特別な事情と認められる

【受注者】保険加入を確認できる書類（様式５号）を３０日以内に契約課へ提出

未提出

提出

【契約課】提出書類を受領し、写しを工事所管課へ送付

【工事所管課】施工体制台帳等とあわせて保管

二次以降の下請け業者に未加入業者あり

【工事所管課】受注者による２次以降の下請負業者への社会保険等加入指導を口頭で行う

【工事所管課】施工体制台帳等※2の写しを契約課へ送付

未加入業者なし
加入・適用除外

【工事所管課】工事事故等発生報告書※3を契約課へ提出

【契約課・工事検査課】入札参加停止措置・工事成績評定の減点

【契約課】社会保険等未加入業者の名称等を通報（様式６号）

罰則等なし

※１・・・施工体制台帳等とあわせて（様式２号）の提出があった場合においては省略する
※２・・・施工体制台帳・施工体系図・再下請負人通知書
※３・・・さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止事務処理要領（様式１号）